独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	ＮＳユナイテッド海運株式会社	コード	9110
提出日	2025/5/28	異動（予定）日	2025/6/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	大西　節	社外取締役	○										△					有
2	吉田　正子	社外取締役	○										△					有
3	竹ケ原　啓介	社外取締役	○										△				新任	有
4	加野　理代	社外取締役	○													○	新任	有
5	宮澤　総一	社外監査役								○		○	○				新任	
6	山本　昌平	社外監査役	○									△	△					有
7	毛利　具仁	社外監査役								○		○						

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	社外取締役の大西節氏の出身会社である株式会社みずほコーポレート銀行(現：株式会社みずほ銀行)は、当社の取引先ですが、同氏が同行の業務執行者を退任後、約15年が、また、同行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの業務執行者を退任後、約14年が、また、同グループの関連会社である興銀リース株式会社（現：みずほリース株式会社）の業務執行者を退任後約９年がそれぞれ経過しております。 加えて当社は、株式会社みずほ銀行から資金の借入れを行っておりますが、同行以外の複数の金融機関とも取引を行っており、同行からの借入額は他行からの借入額と比べ突出したものではなく、特定の一行に依存している状況ではないことなどから、同氏の社外取締役としての中立的な判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	大西節氏は株式会社みずほフィナンシャルグループにおける経営参画を含む長年の経歴を通じて培われた豊富な経営知識と経験を有しております。 当社は、同氏の当該知見を活かして、主に企業財務や経営全般に精通した専門的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすことを期待できることから、社外取締役として適任者であると判断しております。 また、東京証券取引所および当社の社外役員の独立性基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いと判断されるため、独立役員として指定しております。
2	社外取締役の吉田正子氏は、2023年3月まで当社の取引先である東京海上日動火災保険株式会社の業務執行者でありました。 当社は同社との間に保険契約に関する取引がありますが、同社との取引額は当社取引額全体の1%に満たず、特定の一社に依存している状況ではないことなどから、同氏の社外取締役としての中立的な判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	吉田正子氏は東京海上火災保険株式会社（現 東京海上日動火災保険株式会社）に入社以来、同社における経営参画を含む長年の経歴を通じて培われた豊富な知識・経験を有しております。 当社は、同氏の当該知見を活かして、主に企業の経営全般に精通した専門的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすことを期待できることから、社外取締役として適任者であると判断しております。 また、東京証券取引所および当社の社外役員の独立性基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いと判断されるため、独立役員として指定しております。
3	社外取締役の竹ケ原啓介氏の出身会社である株式会社日本政策投資銀行は当社の取引先ですが、同氏が同行の業務執行者を退任後、約４年が経過しております。 加えて当社は、同行から資金の借入れを行っておりますが、同行以外の複数の金融機関とも取引を行っており、同行からの借入額は他行からの借入額と比べ突出したものではないため、特定の一行に依存している状況ではないことなどから、同氏の社外取締役としての中立な判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	竹ケ原啓介氏は株式会社日本政策投資銀行における長年の経歴を通じて培われた環境政策およびファイナンスに関する豊富な知識・経験を有しており、現在は政策研究大学院大学の教授を務められております。 同氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与したことはありませんが、当社は、同氏の当該知見を活かして、主に企業のサステナビリティの取り組みに精通した専門的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすことを期待できることから、社外取締役として適任者であると判断しております。 また、東京証券取引所および当社の社外役員の独立性基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いと判断されるため、独立役員として指定しております。
4	該当事項はございません。	加野理代氏は、田辺総合法律事務所での長年の経歴および弁護士として培われた知識・経験を有しており、現在は山梨中央銀行の社外取締役を務められております。 同氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与したことはありませんが、当社は、同氏の当該知見を活かして、主に企業のガバナンスに精通した専門的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすことを期待できることから、社外取締役として適任者であると判断しております。 また、東京証券取引所および当社の社外役員の独立性基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いと判断されるため、独立役員として指定しております。
5	社外監査役の宮澤総一氏は、2003年まで新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）の業務執行者であり、その後、2025年３月まで日鉄ステンレス株式会社（現日本製鉄株式会社）の業務執行者でありました。 日本製鉄株式会社は、当社株式の33.36%を保有している上位第1位の主要株主かつ、当社売上高の40%を占める当社の主要な取引先です。 また、宮澤総一氏は、2025年４月１日から同年６月25日までの間、当社顧問を務めていただく予定ですが、使用人として当社の業務に従事していただくものではなく、また、顧問契約に基づき当社から同氏にお支払いする顧問報酬は僅少であることなどから、同氏の社外監査役としての中立的な判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	宮澤総一氏は、日鉄ステンレス株式会社（現 日本製鉄株式会社）にて、要職を歴任し、その後同社にて取締役常務執行役員を務められました。 その長年にわたる経歴を通じて培われた豊富な知識・経験に基づき、当社取締役による経営判断および業務執行に対する監督業務を行う適任者であると判断し、独立性の有無に関わらず、社外監査役として適任者であると判断しております。
6	社外監査役の山本昌平氏は、2021年3月まで、当社株式の18.35%を保有している上位第2位の主要株主であり、取引先である日本郵船株式会社の業務執行者でありました。 当社は同社との間に傭船契約に関する取引がありますが、同社との取引額は当社取引額全体の1%に満たず、また、同氏が同社の業務執行者を退任後、約４年が経過していることから、同氏の社外監査役としての中立な判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	山本昌平氏は、日本郵船株式会社での財務・企画業務の要職を歴任し、その後同社にて常務執行役員を務められました。 その長年にわたる経歴を通じて培われた幅広い知識・経験を有しており、社外監査役として中立の立場から、取締役による経営判断および業務執行に対する監督業務を行う適任者であると判断しております。 また、東京証券取引所および当社の社外役員の独立性基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いと判断されるため、独立役員として指定しております。
7	社外監査役の毛利具仁氏は、当社株式の33.36%を保有している上位第1位の主要株主かつ、当社売上高の40%を占める当社の主要な取引先である日本製鉄株式会社の原料事業企画部長であります。	毛利具仁氏は、新日本製鐵株式會社（現日本製鉄株式会社）に入社以来、要職を歴任されており、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与したことはありませんが、その長年にわたる経歴を通じて培われた豊富な知識・経験に基づき、当社取締役による経営判断および業務執行に対する監督業務を行う適任者であると判断し、独立性の有無に関わらず、社外監査役として適任者であると判断しております。

４．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。